

原則1

(基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。)

■ 調査のための体制確保について（行政）

安芸高田市安心生活創造事業実施要綱を制定（H21年10月1日）し、庁内での実施体制の整備を行い、対象者把握班を設置した。

役割

- 1 対象者の把握及び選定、事業登録に必要な調査や調整など。
- 2 事業登録拒否者においても、必要と認めた場合は支援プランの作成。
- 3 対象者以外の者から一時的な緊急支援を求められた場合の調整。

■ 調査のための体制確保について（安芸高田市社協）

専従職員を配置し実施体制の整備を行った。

役割

- 1 対象者の実態調査の調整。
- 2 ニーズの把握及びそのチェックなど。

■ 調査票の作成について

行政・社協が協力し、対象者の健康状況・家族状況・家屋状況・緊急連絡先・サービス実施希望の有無・要望（ニーズ）などを、聞き取るための実態把握調査票を作成した。これを基に実態把握調査を行い、個人ごとのデータベースを作成しニーズの把握を図る。

原則2

（基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制を作る。）

■ ゾーンの設定

市民総ヘルパー構想の基、安芸高田市内全域をゾーンとした。

旧町を小ゾーンとし、小ゾーン内の地域振興会単位（ほぼ大字単位）を最小ゾーンとし、基盤支援を必要とする人をもれなくカバーできるよう設定した。

■ 支援体制の整備

生活・介護サポーター養成講座を開催（H21年度受講生176名、修了者154名）し、実際に基盤支援を必要とする人を訪問し、サービスを行う方（直接支援者）の体制を整備した。
上記修了者のうち、安芸高田市社協と契約を行った直接支援者の数 143名

■ 定期的な見守り・買い物支援等の実施についてのスケジュール

平成21年12月～平成22年2月までに対象者の調査を行い、平成22年3月から見守り等の支援を行う。

原則3

(地域の安定的な自主財源確保の取り組み。)

■ ボランティアポイント制度創設について

平成22年10月実施に向けてボランティア・施設関係者等への説明会を開催し、制度周知を図るとともに、何割かを安心生活創造事業運営費にあてるために寄付していただき、行政とともに福祉の事業運営をする共存意識を感じてもらいながらの財源確保を目指す。

■ 地元商工会等による支援について(検討中)

商工分野での福祉への支援がどのようにすれば提供できるのかを、検討会を開催し、お互いにとってもメリットや妥協点を模索する。(平成22年3月開催予定)

■ 住民へのワンコイン募金の実施について(検討中)

安芸高田社協において、住民へのワンコイン募金の実施できないか検討中。